昭和四十九年度	三・七九二
昭和五十年度	三・五四二
昭和五十一年度	三・三〇五
昭和五十二年度	三・〇八一
昭和五十三年度	二・八六八
昭和五十四年度	二・六六七
昭和五十五年度	二・四七五
昭和五十六年度	二・二九四
昭和五十七年度	二・一二二
昭和五十八年度	一・九六〇
昭和五十九年度	一・八〇五
昭和六十年度	一・六五九
昭和六十一年度	一・五二一
昭和六十二年度	一・三八九
昭和六十三年度	一・二六五
平成元年度	一・一四七
平成二年度	一・〇三五
平成三年度	〇・九二九
平成四年度	〇・八二八
平成五年度	〇・七三三
平成六年度	〇・六四二
平成七年度	〇・五五七
平成八年度	〇・四七六
平成九年度	〇・三九九
平成十年度	〇・三二六
平成十一年度	〇・二七五
平成十二年度	〇・二二六
平成十三年度	〇・一七九
平成十四年度	〇・一三三
平成十五年度	〇・一一七
平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正）

第三条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律施行令（平成十四年政令第四百七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条、第八条関係）

昭和三十六年度	八・六一二
昭和三十七年度	八・一一一
昭和三十八年度	七・六三六
昭和三十九年度	七・一八六
昭和四十年度	六・七五九
昭和四十一年度	六・三五四
昭和四十二年度	五・九七一
昭和四十三年度	五・六〇七
昭和四十四年度	五・二六三
昭和四十五年度	四・九三七
昭和四十六年度	四・六二七
昭和四十七年度	四・三三四
昭和四十八年度	四・〇五六
昭和四十九年度	三・七九二
昭和五十年度	三・五四二
昭和五十一年度	三・三〇五